

西条市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

1 西条市個人情報の保護に関する法律施行条例制定の背景

現在、本市が保有する個人情報は、西条市個人情報保護条例（平成16年西条市条例第12号。以下「現行条例」といいます。）に基づき取り扱っていますが、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの利活用の両立を目的に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）が改正され（以下「改正法」といいます。）、改正法に基づく全国的な共通ルールにより個人情報を取り扱うことになり、国の個人情報保護委員会が本市を含めた国全体の個人情報保護制度を一元的に所管することになりました。

このことにより、本市においても令和5年4月1日から改正法が適用されるため、現行条例を廃止するとともに、新たに改正法の施行のために必要な事項を規定する西条市個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「新条例」といいます。）を制定するものです。

2 現行条例からの変更点

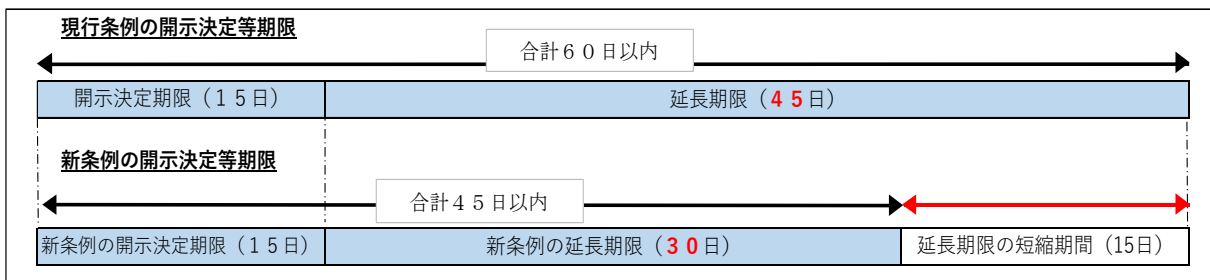
(1) 個人情報ファイル簿の作成・公表への移行（改正法第75条）

改正法では、市の実施機関がどのような個人情報を取り扱っているかを公表する個人情報ファイル簿の作成について定めています。これに伴い、現行条例において同様の役割を持っていた個人情報取扱事務登録簿を廃止し、個人情報ファイル簿による公表に移行することとします。

(2) 開示決定の期限について（改正法第108条）

新条例では、改正法の期限を短縮し、現行条例と同様に開示請求の日から15日以内とします。また、期限を延長する場合は、改正法の規定どおり開示請求の日から45日以内（延長期間30日）とします。

改正法では期限を延長しても全ての開示決定ができない場合の期限の特例として相当の部分を開示請求日の日から60日以内に開示決定することが規定されていますが、新条例ではこの期限を開示請求の日から45日以内とします。



(3) 情報公開・個人情報保護審査会への諮問（改正法第129条）

新条例では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であるときに審査会に諮問できるようにします。具体的には、新条例の改廃等の重要事項の審議を想定しています。

今回の法改正の趣旨が、地方公共団体の個人情報保護制度の全国的な共通ルール化であるため、現行条例のように個人情報の例外的な取扱いについて審査会へ意見を聴くことは認められなくなりました。

3 現行条例と同様の規定

(1) 開示請求に係る手数料等について（改正法第89条）

現行条例と同様に新条例の開示請求、訂正請求及び利用停止請求に係る手数料は無料としますが、現行条例と同様に規則等で定める写しの作成及び送付に要する費用は、負担いただくことにします。

写しの作成に要する費用は以下のとおりです。なお、写しの送付に要する費用は、郵送料相当額とします。

公文書の種別	写しの作成方法		費用負担額
文書、図書及び写真 (マイクロフィルムを含む。)	複写機によるもの	白黒	A列3判まで 1枚につき10円
			A列3判を超えるもの 1枚につき200円
	カラー	A列3判未満のサイズ 1枚につき50円	
		A列3判 1枚につき80円	
電磁的記録	紙に出力したもの		文書、図書及び写真の費用負担額に同じ
	光ディスクに複写したもの		1枚につき50円
	その他の電磁的記録に複写したもの		実費

(注) 複写機等で紙に出力したものについては、片面を1枚として額を算定する。

(2) 運用状況の公表について

個人情報保護委員会が行う公表とは別に、本市では引き続き年1回、制度の運用状況を公表します。